

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課（室）

## 【規則】

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

行政改革推進室

則

○ 岡山県財務規則の一部を改正する規則  
（以上県例規集登載）

会計課

## 【告示】

○ 許可可事務等標準処理期間要綱の一部改正  
（県例規集登載）

行政改革推進室

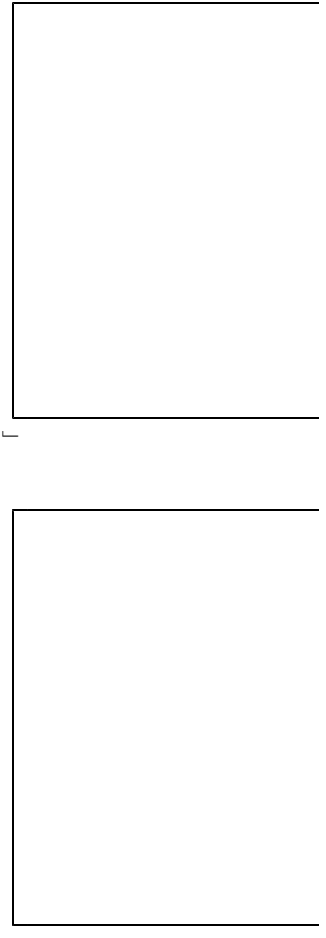
（県例規集登載）

目次

担当課（室）







別表第三秘書課の部1の項中

○	○						
---	---	--	--	--	--	--	--

		○	○				
--	--	---	---	--	--	--	--

に改める。

別表第三人事課の部7の項2(1)中「初任給調整手当(1)の次に「第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいい、」を「第8条の3」の次に「、第8条の4」を加える。  
別表第三デジタル推進課の部1の項及び対応運用課の部9の項中「岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領」を「岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領」に改める。

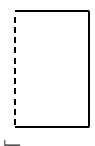
別表第三くらし安全安心課の部3の項2中「第29条第1項」を「第25条第1項」に改める。

別表第三環境企画課の部3の項中2を削り、3を2とし、4を削り、5を3とし、6から12までを12とし並び上げ、回項13中「知事」を「知事等」に改め、回13を回項11とする。

別表第三環境管理課の部1の項1の合議先欄中

- 中山間・地域振興課長
- 企業誘致・投資促進課長
- 道路建設課長
- 道路整備課長
- 都市計画課長
- 建築指導課長

を



に改め、回第2の項6(3)中、「特定施設設置者、揮発性有機化合物排出施設設置者、一般粉じ







(1) 指定医への診察に係る依頼書の交付(施行細則第4条第1項)										○	保健所長
(2) 措置入院等に係る診断書の受理(施行細則第4条第2項)										○	保健所長
(3) 措置入院者に係る通知書の交付(施行細則第6条)										○	保健所長
(4) 措置入院者に対する移送に係る通知書の交付(施行細則第6条の2)										○	保健所長
(5) 入院措置の解除に係る通知書の交付(施行細則第7条)										○	保健所長
(6) 措置入院者の死亡に係る届の受理(施行細則第9条)										○	保健所長
(7) 措置入院者の転院に係る申出書の受理(施行細則第10条)										○	保健所長
(8) 措置入院に係る費用徴収月額の決定に係る通知書の交付(施行細則第12条第7項)										○	県民局長
(9) 世帯に関する調書及び支払義務者に係る異動届の受理(施行細則第13条)										○	県民局長
(10) 費用の減免の決定(施行細則第14条第1項)										○	県民局長
(11) 入院費用の減免に係る申請書の受理(施行細則第14条第2項)										○	県民局長
(12) 医療保護入院等のための移送に係る通知書の交付(施行細則第19条)										○	保健所長
(13) 措置入院者の仮退院に係る許可の申請書の受理(施行細則第23条第1項)										○	保健所長
(14) 措置入院者の仮退院に係る許可書の交付(施行細則第23条第2項)										○	保健所長















「  
課長  
」

の27第1項」に改め、回②の合議先議中  
「  
」を  
「  
建築指導  
課長  
」  
と改め、回③中「売却組合」や「除却組合」及び「第137条第4項」や「第163条の30第4項」に改め、

回③の合議先議中  
「  
」を  
「  
建築指導  
課長  
」  
と改め、回④中「分配金取得計画の認可（第141条第1項）」や「補償金支払計画の認可及び変更の認可（第163条の34第1項、

第163条の38）」に改め、回⑤中「売却組合」や「除却組合」及び「徴収」や「徴収」及び「第160条」や「第163条の52」に改め、回⑥中「売却組合」や「除却組合」及び「第161条  
第3項」や「第163条の53第3項」に改め、回⑦中「売却組合」や「除却組合」及び「第161条第4項」や「第163条の53第4項」に改め、回⑧の合議先議中  
「  
」を

「  
建築指導  
課長  
」  
に改め、回項4中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 敷地分割組合の解散の認可（第186条第4項）
- |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |

別表第三用度課の部5の項を削り、回部6の項中「岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領」や「岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領」に改め、回項を回部5の項とする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十六号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「交替した」を「交替する」に改め、「発令の日から七日以内に」を削り、同項第三号中「の印影」を削り、同条第二項中「帳簿」を「交替の日の前日をもつて帳簿」に、「の立会いのもとに」を「は」に、「行つた後、表紙の裏面に引継ぎの年月日を記入し、前任者及び後任者が記名押印しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前任者及び後任者は、所属長の確認を受けて、第一項に規定する事務引継書をそれぞれ保管するものとする。

第六十一条第一項中「から」を「の翌日から起算して」に改め、同条第二項中「から」を「の翌日から起算して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、督促状に指定すべき納期限又は履行期限の日が休日当たるときは、休日の翌日をその期限とする。

第四百二十二条第三項中「から」を「の翌日から起算して」に改める。

第四百四十一条中「時から」を「日の翌日から起算して」に、「負わせる」を「負わせる」に改める。

第二百四十九条第二項中「知事」を「出納局長等」に改める。

第二百六十二条中「から」を「の翌日から起算して」に改める。

別表第九の一の項及び四の項1中「とじた」を「編冊した」に改め、同項3中「永年」を「三十年」に改め、同表の五の項1中「とじた」を「編冊した」に改め、同表の七の項中

(1) 備品管理簿	百六十六	三年	1 (1)は、主管課の物品供用
(2) 備品整理簿	百六十七	三年	管理員が備える帳簿である。
(3) 郵券等受払簿	百二十六	三年	2 (3)は、郵便切手等の交付
(4) 消耗品受払簿	百五十八	一年	を受け、払出しを行う物品
(5) 燃料受払簿	百五十八	一年	供用管理員その他の者が備
(6) 原材料受払簿	百五十八	一年	える帳簿である。
(7) 被服等貸与簿	百六十九	三年	
(8) 動物整理簿	百七十	一年	
(9) 借受品整理簿	百七十一	一年	
(1) 備品整理簿	百六十七	三年	1 (2)は、郵便切手等の交付
(2) 郵券等受払簿	百二十六	三年	を受け、払出しを行う物品
(3) 消耗品受払簿	百五十八	一年	供用管理員その他の者が備
(4) 燃料受払簿	百五十八	一年	える帳簿である。
(5) 原材料受払簿	百五十八	一年	
(6) 被服等貸与簿	百六十九	三年	
(7) 動物整理簿	百七十	一年	
(8) 借受品整理簿	百七十一	一年	

を

に改める。

(8) (7) 動物整理簿 借受品整理簿	百七十 百七十一		一年 一年	
----------------------------	-------------	--	----------	--

様式第二号中「(3)出納員の公印の印影及び現金等の保管状況(別紙3)」を「(3)出納員の公印及び現金等の保管状況(別紙3)」とし、「氏名」を「氏名」に変更し、「同様式別紙」を次のように改める。

# 令和8年3月31日 岡山県公報 号外

別紙3

(3) 出納員の公印及び現金等の保管状況

1) 出納員の公印の保管状況

年 月 日現在

公 印 名	個 数
	個

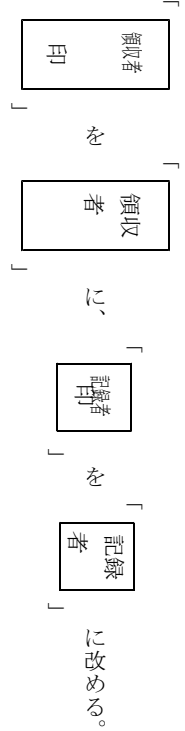
2) 現金等の保管状況

年 月 日現在

種 別	金 額 等
現金	円
内 歳入金	円
内 歳出金	円
内 歳入歳出外現金	円
内 歳計現金（釣銭）	円
預金	円
内 歳入金	円
内 歳出金	円
内 歳入歳出外現金	円
県有有価証券	券面額 円
内 内訳（証券名称）（回・記号・番号）	
保管有価証券	券面額 円
内 内訳（証券名称）（回・記号・番号）	

注) 預金がある場合には、預金残高証明書を添付すること。

様式第三十四号中



様式第六十六号を次のように改める。

様式第六十六号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第百七十二号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。  
 令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表保健医療部の部医療推進課の項中「医療推進課」を「医療政策課」に改め、同項中78及び79を削り、77を79とし、44から76までを二ずつ繰り下げ、40から43までを削り、39を45とし、36から38までを六ずつ繰り下げ、35の次に次のように加える。

36	医療法第113条第1項	特定地域医療提供機関の指定	120日					
37	医療法第115条第1項	特定地域医療提供機関の指定の更新	120日					
38	医療法第116条第1項	特定地域医療機関の業務の変更の承認	120日					
39	医療法第118条第1項、第2項	連携型特定地域医療提供機関の指定、指定の更新及び業務の変更の承認	120日					
40	医療法第119条第1項、第2項	技能向上集中研修機関の指定、指定の更新及び業務の変更の承認	150日					
41	医療法第120条第1項、第2項	特定高度技能研修機関の指定、指定の更新及び業務の変更の承認	120日					

別表保健医療部の部医療推進課の項の次に次のように加える。

地域医療推進課	1	救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項	救急病院又は救急診療所の認定（岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの）	35日	30日			
	2	救急病院等を定める省令第1条第1項	救急病院又は救急診療所の認定（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの）	35日		30日		

別表保健医療部の部医薬安全課の項51中「第14条第15項」を「第14条第13項」とし、

別表農林水産部の部耕地課の項2中「（総代理数の変更を伴わないもの）」を削り、

15日		を	20日	5日
-----	--	---	-----	----

に改め、同項3を次のように改め

3	土地改良法第36条第9項	特定受益者職課の認可	15日	5日				
---	--------------	------------	-----	----	--	--	--	--

別表農林水産部の部耕地課の項4中

「	25日	」	を	「	15日	5日	」
---	-----	---	---	---	-----	----	---

を改め、同項5を次のように改める。

5	土地改良法第57条の2第1項、第3項、第4項、第84条、第96条	土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合等の農業用排水施設管理規程の認可及び変更又は廃止の認可	20日	5日				
---	----------------------------------	---	-----	----	--	--	--	--

別表農林水産部の部耕地課の項中11から13までを削り、同項10中「第77条第2項」の次に「、第81条」を、「認可」の次に「及び土地改良区連合に所属する土地改良区の数の増減の認可」を加え、同10を同項13とし、同項中9を12とし、8を11とし、同項中

「	25日	」	を	「	20日	5日	」
「	20日	」	を	「	20日	5日	」

84条」を「第83条の2第2項、第3項、第84条」及び「認可」を「認可並びに土地改良区の承認の認可」及び「6を同項8とし、同8の次に次のように加える。」

9	土地改良法第71条の7、第84条	土地改良区及び土地改良区連合の解散命令によつて解散した場合の財産処分の方法及び決算報告の認可	15日	5日				
---	------------------	--	-----	----	--	--	--	--

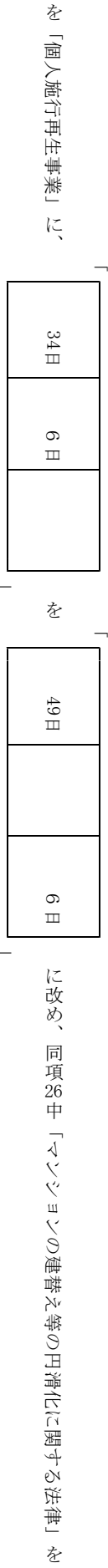
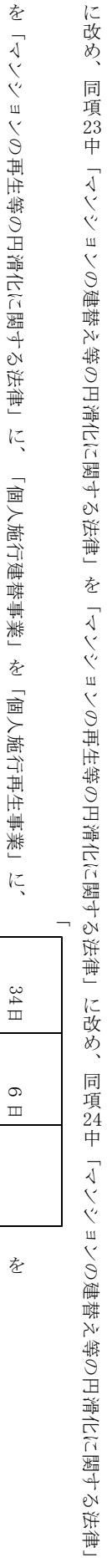
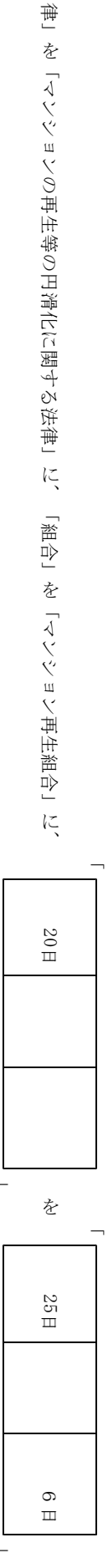
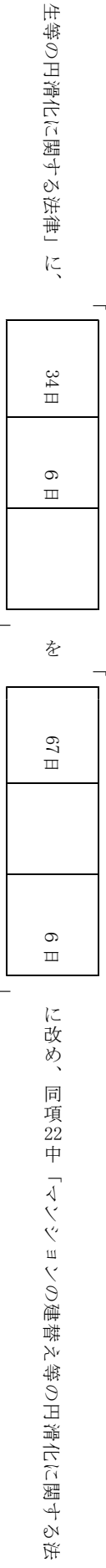
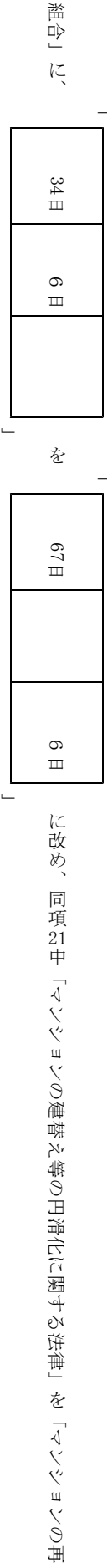
別表農林水産部の部耕地課の項5の次に次のように加える。

6	土地改良法第57条の4第1項、第57条の8、第57条の9第1項、第57条の10、第84条	土地改良区及び土地改良区連合が行う農業集落排水施設整備事業及び情報通信環境整備事業に係る計画の認可及び計画変更の認可	15日	5日				
7	土地改良法第57条の11第1項、第57条の13、第84条	土地改良区及び土地改良区連合が行う連携管理保全事業に係る計画の認可及び計画変更の認可	20日	5日				

別表農林水産部の部治山課の項1中「60日」を「70日」に改める。  
 別表土木部の部建築指導課の項104を105とし、103を104とし、同項102中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項」とし、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」とし、「の容積率」を「又は更新されるマンションの容積率又は各部分の高さ」と改め、同20を同21とし、同項101中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」とし、「第102条第1項」を「第163条の56第2項」とし、「を除却する」を「の除却等をする」に改め、同101を同項102とし、同項100を101とし、19から28までを一ずつ繰り下げ、2の次に次のように加える。  
 19とし、同項中17を18とし、3から16までを一ずつ繰り下げ、2の次に次のように加える。

3	建築基準法第47条	壁面線による建築制限許可	40日	5日	
---	-----------	--------------	-----	----	--

別表土木部の部住宅課の項20中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」とし、「マンション建替組合」を「マンション再生組合」とし、







別表出先機関の部県民局（建設部）の項中55を56とし、50から54までを一つづつ繰り下げ、49の次に次のように加える。

50	建築基準法第52条第6項	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の制限の特例の認定	40日	5日		
----	--------------	------------------------------	-----	----	--	--

別表出先機関の部県民局（建設部）の項76中「又は併用住宅等の住宅」を削り、同項77中「の建築物全体」を削り、同項80を削り、同項81中「又は併用住宅等の住宅」を削り、同項81を削り、同項82中「の建築物全体」を削り、同項82を削り、同項83を削り、同項84を削り、同項85を削り、同項86を削り、同項87から117までを一つづつ繰り上げる。

別表出先機関の部保健所の項33中「第14条第11項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表保健医療部の部医薬安全課の項31及び別表出先機関の部保健所の項33の改正規定は、令和八年五月一日から施行する。